

第23期 第33回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年3月31日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 3 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 2 年 3 月 3 1 (火) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 3 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員 1 8 名

農地利用最適化推進委員 3 名

事務局 局長

次長

係長

係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 116 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 10 件

議案第 117 号 令和元年度農用地利用集積計画 (第 5 号) について 1 件

議案第 118 号 農用地利用配分計画 (案) について 1 件

議案第 119 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 1 件

議案第 120 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び
令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について 1 件

第 3 報告第 88 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について 3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第33回3月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号14番 ○○ ○○ 委員、16番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第116号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第116号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	宮下	○○ ○○
借受人	宮下	○○ ○○
申請地	宮下 畑	外1筆
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難 (譲受人) 新規就農	
権利の種類等	5年間の使用貸借権設定	
譲受人の作付予定作物	温州みかん	
主な農機具の保有状況	動噴・草刈機・農作業自動車	
労働力	常時3人	

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号1、につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんが相続されたのですが、お勤め人のため十分に農業ができないとのことで、弟さんの〇〇さんが農業をするということで、借り入れて農業をするということです。農業の方にも力をいれていただけたと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画と動機等について発表をお願いします。

〇〇さん

家は従来〇〇農家をしていまして、父が〇〇年間ほど前に亡くなりまして、その後兄が引き継ぎましたが、勤め人であるため、家族で手伝って農家をしていしましたが、今後きちんと分けて双方で営んでいくと話し合いました。養蜂についても父親から引き継いでやっています。ハチミツの蜜源はミカン園地がとても大切であります。年々ミカン園

が減少していく中で、養蜂家としても少しでも耕作放棄地の増加に歯止めをかけていきたい思いから今回申請しました。以上です。

〇〇委員

果樹園地として栽培されるということで、特別この品種を栽培したいというのがありますか。

〇〇さん

手がかからない品種がいいと思ひまして、「のうろく」という品種を育てたい。そのミカンには摘果も、消毒も少なく、収穫も多く蜜源の花も咲くので、そのあたりを考えています。

〇〇委員

養蜂家ということですが、どれぐらいミツバチを飼っていますか。今後はどのように考えていますか。

〇〇さん

現状は30箱ぐらいです。将来的には100箱ぐらいに広げていきたいと思っています。養蜂家としては8年目ですが、暖冬のためハチが弱ってしまひて、研究しながらやっていきたいと思っています。

〇〇委員

現在畑は何を植えているのですか。

〇〇さん

デコポンです。よろしくお願ひします。

<新規就農者退室>

議長

番号1につましましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につましましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	外3筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	内子町の耕作証明書が提出されています。 (貸出人) 農作業従事・農地管理困難 (借受人) 居住地近くでの経営規模拡大		
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		
譲受人の作付作物	ぶどう		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車・乗用草刈機を購入予定		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは体調が悪く、農作業困難で、維持管理もできない状態です。借受人の〇〇さんは横浜出身で、農業経験はありませんけど、〇〇歳で長くやれそうです。将来的には〇〇に家族で移住したいとのこと。下三谷は若い人が来てくれると元気をもらえるので、喜んでいきます。よろしくをお願いします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等について発表をお願いします。

〇〇さん

〇〇と申します。出身は〇〇県の〇〇市です。伊予市に来る前は〇〇の病院で勤務していました。妻と共に定年のない仕事をしたいと思いましたが、農業をやりたく永住先を愛媛県にしたいということで来ました。農業するために〇〇で、2年間研修ということで入ったのですが、ブドウをやりたくブドウ農園でアルバイトをしまして、今は内子町で就農しています。住んでいるのは伊予市下吾川になります。妻と一緒に就農したいという事もありますし、子供も3人いますので、子育ての面から伊予市へ引っ越しました。妻が仕事をやめて2人で内子に通うこともできますが、子育ての面で不便になりますので、伊予市で農地を借りて、希望としては伊予市をメインでやっていきたいと思っておりますが、今は内子町のブドウを基盤にしてやっていきたいと思っております。以上です。

〇〇委員

新規就農ということで、下三谷で田を管理してもらえるのは歓迎していますが、場所が住宅地の中の田になりますので、草を伸ばしますと害虫の巣になりますので、草管理は徹底してもらいたいですし、畦畔の草刈りを徹底してください。地元のブドウも見学させてもらって、いろいろ研究してもらったらと思います。

〇〇委員

収支計画書ですが、説明をいただきたいのですが。生活は大丈夫ですか。

〇〇さん

収支計画書は伊予市の分だけになります。生活に関しては妻が〇〇として仕事をしていますので、生活は問題ないです。妻の分も収入を得たら、妻も就農する形です。内子町では、成木園を4反借りていますので、ある程度収入もありますので、伊予市では、実験的に栽培を行いまして、いずれは伊予市で広げて本格的にやっていきたいと思っておりますので、伊予市の農業収入での生活は今のところは考えていません。

〇〇委員

内子町は成木園ということですが、4反でどれぐらいの収入を考えていますか。

〇〇さん

内子町の方からは、すごく上手にやればその農地の反収が200万円ぐらいあると聞いていますので、収入が下がると考えてもなんとか収入はあると考えています。今はピオ

一ネが多いので、順次シャインマスカットに切り替えていこうかと考えています。

〇〇委員

資金計画には順調に収入が上がることを書いていますが、計算どおり行くのかなど、心配があります。

〇〇さん

就農をして11月から半年弱ぐらいやっている中で、計画と違うというか、体力的にも大変になってきていまして、資金がかかり正直大変ですので、シャインマスカットに切り替えることと、規模を広げることも考えています。

議長

草の管理もお願いしまして、今後は品種を変えるということですので、〇〇さんのご指導を受けながら収量増加を目指して頑張っていたきたいと思います。

<新規就農者退室>

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号3, 4につきまして関係がありますので事務局一括説明をお願いします。

事務局

3番

貸出人	松前町	〇〇	〇〇
借受人	三秋	〇〇	〇〇
申請地	三秋	田	外1筆
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	新規就農	
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

4番

貸出人	三秋	〇〇	〇〇
借受人	三秋	〇〇	〇〇
申請地	三秋	田	外3筆
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	新規就農	
権利の種類	5年間の使用貸借権設定		

譲受人の作付作物	かぼちや・キャベツ・ブロッコリー
主な農機具の保有状況	トラクター・農作業用自動車
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号3、4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは松前町に住んでいますが、地元が三秋ということで、最近まで稲作をしていました。番号4の〇〇さんは会社勤めをしていまして、草刈りをされていまして。〇〇さんは、2年間の農業研修を受けまして、今年卒業されて、これから野菜作りを頑張るといふことで聞いております。ご了承よろしく申し上げます。

議長

それではここで本人さんに来ていただいておりますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等について発表をお願いします。

〇〇さん

4月1日から就農という形で、やらせていただきます。3月末日まで〇〇研修所で研修を受けています。地域活性化を含めて農業をやっていきたいと思っています。イベントを通して、三秋以外の方々に来ていただいて、生産している農産物の即売や、地域の野菜を食べていただいて、収穫体験をしていただくことで、良さを知ってもらい、地域農家の皆さんの収益につながっていったらと思っています。そういった活動を4月以降は行っていきたいと考えています。以上です。

〇〇委員

農地の枚数がかなりありますが、重機を入れて2枚を1枚に減らす考えはないですか。

〇〇さん

減らしたいところですが、お借りしている農地なので、難しいです。今後農業をしていくうえで、地主さんからご信頼を得ればやれたらと思いますが、最初の5年間でいきなりそれをするのは、難しいと思っています。

〇〇委員

地主さんも高齢ですので、将来はやれなくなっていくますし、困難ということですので、やるのなら最初から効率のいい農地にさせてくれと交渉して、農業をするべきだと思います。のちのちはお父さんの跡を継ぐことにはなるかもしれないですが、三秋を農業で活性化しようとするなら、収入目標を上げて頑張っていたきたい。そうするにはどうしたらいいか、お父さんとよく話し合っって営農計画をしっかりと立ててください。

議長

〇〇委員さんより、高い目標をもって、農業を行ってくださいとのことで、激励がありましたので、〇〇さんは是非頑張ってください。ありがとうございました。

<新規就農者退室>

議長

番号3、4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3、4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3、4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

5番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	農業経営の安定化	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・愛媛果試	28号	
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業用自動車		
労働力	常時	2人	
周辺農業経営への影響	特に	支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この農地は、〇〇さんが所有する以前に貸していまして、デコポンを植えていました。その方が体調の関係で作れなくなり地主に返したところ、このままでは耕作再開は困難になるため、隣接する農地を所有する〇〇さんに話をもちかけたところ、話がまとまったとのことでした。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	柑橘・花木		
主な農機具の保有状況	耕耘機・農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは高齢で身体が不自由ということです。ご家族である後継者としての長男も病弱であり奥さんも農業ができないということで、〇〇さんが、野菜を植えて管理することになりました。管理をするには〇〇さんのミカン畑を通らないといけないので、よろしくをお願いします。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

7番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	市場	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・そら豆・リーフレタス・オクラ・柑橘		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・乾燥機・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは高齢で農地利用困難だということで、誰か管理する人を探していました。〇〇か〇〇の関係で〇〇さんとは付き合いがあるということで、引き受けたとのことでした。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8、9につきまして関係がありますので事務局の一括説明をお願いします。

8番

譲渡人	砥部町	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

9番

譲渡人	松前町	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	トマト・キャベツ・栗・キウイ		
主な農機具の保有状況	トラクター・農作業用自動車		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号8、9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、専業農家でございます、該当地は中山の〇〇近くになります。土地は良好で、高原の野菜に向いています。〇〇さんはトマトのハウスが約〇〇a、キウイフルーツは約〇〇aということで、〇〇さん、〇〇さんの農地がハウス、キウイの園地と隣接地になりまして、10年ぐらい前から作っていましたが、この度、お二人から管理

困難のため売却をしたいということで、話がまとまりました。〇〇さんからもキウイフルーツを増やしていきたいと聞いています。農業従事者が4名ということで、管理ができると思っています。以上でございます。

議長

番号8、9につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8、9につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8、9につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号10につきまして事務局の説明をお願いします。

10番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難 (譲受人) 譲渡人の要望		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	栗・温州ミカン		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは松山市に住居があります。お父さんが亡くなるまでお母さんと一緒にミカ

ン栽培をされていまして。お母さんも高齢になり、〇〇さんも農家をするつもりがないので、〇〇さんの農地の間に当該農地があり、買って欲しくないかと〇〇さんから〇〇さんへお願いして話がまとまりました。〇〇さんは今後栗を植えるという事です。ご審議をよろしくお願ひします。

議長

番号10につきてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号10につきてご承認いただけませんでしょうか。

(承認)

議長

番号10につきて原案のとおり承認いたします。

つきて、4ページをお開きください。

■議案第117号 令和元年度農用地利用集積計画(第5号)について

■議案第118号 農用地利用分計画(案)について

議長

議案第117号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求め。

つきて、

議案第118号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求め。

この議案は関連がございませんでつきて事務局の説明をお願いいたします。

1番

利用権の設定を受ける者(借り手) 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権を設定する者 (貸し手) 下吾川 〇〇 〇〇

利用権設定地 下吾川 田 外1筆

権利の種類 使用貸借権設定

契約期間 令和〇年〇月〇～令和〇年〇月〇日の

10年間

作付け予定作物 米

2番

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
利用権を設定する者（貸し手） 下吾川 〇〇 〇〇
利用権設定地 下吾川 田
権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和〇年〇月〇～令和〇年〇月〇日の
10年間
作付け予定作物 米

3番

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
利用権を設定する者（貸し手） 下吾川 〇〇 〇〇
利用権設定地 下吾川 田
権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和〇年〇月〇～令和〇年〇月〇日の
10年間
作付け予定作物 米

1番

権利の設定を受ける者（借り手） 上吾川 〇〇 〇〇
権利を設定する者（貸し手） 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
利用権設定地 下吾川 田 外1筆
権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和〇年〇月〇～令和〇年〇月〇日の
10年間
作付け予定作物 米

2番

利用権の設定を受ける者（借り手） 下吾川 〇〇 〇〇
利用権を設定する者（貸し手） 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
利用権設定地 下吾川 田
権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和〇年〇月〇～令和〇年〇月〇日の
10年間
作付け予定作物 米

3番

利用権の設定を受ける者（借り手） 下吾川 〇〇 〇〇

利用権を設定する者 (貸し手) 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
利用権設定地 下吾川 田
権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和〇年〇月〇～令和〇年〇月〇日の
10年間
作付け予定作物 米

議長

議案第117号、第118号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

4筆ございますが、いずれも〇〇さんが相続で妻の〇〇さん、娘の〇〇さんが相続したとのこと。耕作については長男の〇〇さんがやっていたが、体調を崩して耕作困難ということで、えひめ農林業振興機構にお預けしたいということで相談がありました。2つにわかれています。借受人の〇〇さんについては〇〇さんの田と隣接地であり、親戚であるということで2筆を耕作するということです。後の2筆は〇〇年新規就農された〇〇さんが管理するということで、よろしくをお願いします。

議長

議案第117号、第118号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
議案第117号、第118号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第117号、第118号について承認いたします。
続きまして、6ページを開いてください。

■議案第119号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第119号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案119号につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	市場	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
申請地	市場	田	
転用目的	農家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

申請者である借受人は、貸渡人である父と母と同居していますが、結婚するにあたり、手狭になり生活に支障をきたすことから父の所有する宅地と農地を一体利用地として借受け農家住宅を建築する話がまとまり、農業を後継するために転用申請に至ったものであります。

申請地は、市場の〇〇集落の〇〇沿いに位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

議案119号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局が言われたとおり何も問題はありません。結婚されるので、手狭になったため新築したいとのことです。よろしくお願いします。

議長

議案119号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案119号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案119号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■議案第120号

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より内容の説明あり

議長

議案120号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案120号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案120号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■報告第88号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第88号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	畑	
転用目的	個人住宅		
権利の種類等	所有権移転		

2番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	畑	
転用目的	個人住宅の敷地拡張		

権利の種類等 所有権移転

3番

譲渡人 稲荷 ○○ ○○
譲受人 下吾川 ○○ ○○
届出地 下吾川 畑
転用目的 露天駐車場・露天資材置場
権利の種類等 所有権移転
以上です。

議長

報告第88号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・令和2年度農業委員会総会開催予定日について
 - ・令和2年農業委員会委員改選経過報告について
 - ・役員会の開催について
- 事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和2年4月30日(木曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第33回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第33回3月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後3時30分 閉会)